

横尾小学校いじめ防止基本方針

学校は、学校教育目標「みがけ 心 きたえ 体」の一環として、いじめの問題への対策を、保護者・地域と一丸となって進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処に努める。また、地域や家庭・関係諸機関との連携をより実効的なものにするために、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容等を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定める。

- いじめは絶対に許されないこと
- いじめられている子どもは学校が徹底して守り通すこと
- いじめに関して定期的に聞き取り調査やアンケート調査を実施して早期発見・早期対応に努めること
- 学校の機能の充実を図り、子どもの悩み等を受け止める体制づくりに励むこと
- 教職員の何気ない言動で子どもを傷つけることのないよう信頼関係づくりに努めること
- 訴えがあったら保護者や友人関係等から情報を収集し事実関係の正確かつ迅速な対応に生かすこと

【めざす子供像】

心身ともに健康で、良好な学校生活を送ることができる子供
・やってみよう ・なんとかなる ・あいさつ、ありがとう ・自分らしく

いじめ対策委員会

「いじめ対策委員会」は、いじめ防止対策推進法第 22 条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」である。学校の複数の教職員については、校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、学年主任、養護教諭、学級担任等から決定する。このほかに、保護者代表として PTA 会長、同副会長、地域の代表として、育成協会会長、子どもを守るネットワーク代表、連合自治会長、保護司、民生委員等の中から事案に応じて委託・招集する。

専門家・外部関係者
学校相談員、学校サポーター等を事案に応じて委託・招集する。
その他必要に応じて S C、S S W の派遣の要請することがある。

PTA・地域との連携

PTA や育成協、子どもを守る N T W、自治会、老人会等と常に連携し、各種行事や活動を通して児童を見守り励まして行く。子どもが安心して過ごすことのできる地域づくりを積極的に進めていく。

関係機関との連携

横尾中学校、セナー保育園、みやま幼稚園、くるみ北幼稚園等と幼・小・中連携協議会を組織し、園児・児童・生徒の情報を共有するとともに、足並みを揃えた指導・支援に生かす。警察や子育て支援課、各支援センター等とも連携。

児童会・生徒会

横尾中学校生徒会と本校児童会がタイアップし、「いじめをなくす」取り組みを具体的に展開していく。担当教師同士の連携を密にする。

(いじめの禁止) 第 4 条 児童等は、いじめを行ってはならない。

※いじめ防止対策推進法より抜粋

(保護者の責務等) 第 9 条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめ問題への取組

(学校及び学校の教職員の責務) 第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

いじめの防止

- ① 校内指導体制の確立 ・いじめに関する連絡・指導体制を継続する。
- ② 教師の指導力の向上 ・楽しくわかる授業について校内研修で研鑽に努める。
- ③ 人権教育・道徳教育の充実 ・自他を愛し、自己肯定感を味わう学習を推進する。
- ④ 家庭・地域社会との連携強化
 - ・ PTAや育成協、子どもを守るNTWと各種行事を共催し、地域で子どもを育てる体制づくりを推進する。
- ⑤ 学校基本方針のP-D-C-Aの確立
 - ・ 学校公開や学校評価、HP等による情報公開を進める。

いじめの早期発見

- ① 教職員による観察や情報交換 ・日常的な観察と教職員同士の情報交換
- ② 定期的な個人面談やアンケートの実施 ・年間を通じた個人面談とアンケートの定期的な実施
- ③ 教育相談体制の確立と維持 ・養護教諭や学校サポーター等による相談体制の維持継続
- ④ 相談機関の周知 ・相談窓口のリーフレットやカードの配付、常時掲示
- ⑤ 教職員のカウンセリングマインドに関する資質の向上 ・現職研修の実施

いじめに対する措置

- ① いじめの発見や第1次相談時の対応の厳格化 ・遊びや悪ふざけ等いじめと疑われる行為の停止
- ② いじめ対策委員会を中心とした指導・支援体制 ・即時の対応、迅速な連携に努める。
- ③ 被害児童・保護者への支援 ・事実関係の聴取を迅速に実施 ・いじめから守る措置 ・家庭訪問等による保護者との情報の共有 ・心のケア ・外部専門家の活用
- ④ 加害児童への指導・支援 ・事実関係の確認 ・いじめの禁止と再発防止指導 ・特別カリキュラムによる指導 ・警察等との連携 ・保護者への助言
- ⑤ 互いを認め合い尊重し合う集団づくり ・仲間意識の高揚 ・自己肯定感の育成
- ⑥ インターネットやスマホの安全な使い方の啓発 ・児童や保護者への講習会開催

重大事態発生時の取組

- ① 重大事態発生時の調査 ・生命、心身、財産への被害 ・相当期間の欠席 ・その他
- ② 重大事態の報告体制 ・担任等→学年主任・生徒指導主任→校長 学校→市教委→市長
- ③ いじめ対策プロジェクトチーム等との連携に基づく対応
- ④ いじめを受けた児童及び保護者に情報を適切に提供、再発の防止

いじめが発生した場合の対応

いじめの情報

- いじめが疑われるような動きがあった場合
- いじめを発見した場合
- 仲良さアンケートの回答から判明した場合
- 児童や保護者、地域住民から相談や通報があった場合

情報キャッチャー

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- 一人で抱え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

担任・学年主任・生徒指導担当へ報告

→
直ちに報告する

教頭・校長への報告

- 速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめ対策委員会と連携して、いじめの事実の有無の確認を行う。

いじめ対策委員会

←→ 関係機関

- 「いじめ対策委員会」での関係児童からの聴き取りや今後の指導・支援体制を組む。
- 犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく、所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。

被害児童への継続した支援

- 被害児童を守り通すとともに、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。

※「学校教育相談の手引き」8～10ページ参照

加害児童への継続した指導

- いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。

保護者への継続した支援と助言

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

状況に応じて指導・支援体制を検討し、「組織」でより適切な対応を行い、いじめへの取組を行う。

いじめのチェックリスト

○ 児童向けのチェックリスト

- ア 学校が楽しいか
 - イ 授業はよくわかるか
 - ウ 叩かれたり蹴られたりしていないか
 - エ 意地悪をされたりイヤな思いをさせられたりしないか
 - オ 叩いたり蹴ったりしていないか
 - カ 意地悪をしたりイヤな思いをさせたりしないか など
- 子どもが楽しく安全に学校生活を送っているか確認するチェックリストを定期的に実施する。

○ 教師向けの自己点検リスト

- ア 人権を最優先する指導に疑問を感じていないか
 - イ いじめは一方的かつ継続的に行われ深刻な被害を受けているものと考えているか
 - ウ いじめをする子やされる子は、だいたい決まっているなどの偏見をもっていないかなど
- いじめについて深い認識と理解をもって対応しようとしているかを定期的に自己点検し、マネジメントしていくことのできるチェックリストを定期的に実施する。

5 年間活動計画（研修計画も含む）※いじめアンケート及び結果をもとにした毎月実施

月	活 動 内 容	月	活 動 内 容
4月	学級づくり 歓迎集会・遠足	10月	
5月	自宅の確認	11月	仲良し集会 人権教育現職教育
6月	心を見つめる教育週間 保護者面談	12月	もちつき・マラソン大会
7月		1月	
8月	平和集会 平和教育現職教育	2月	
9月		3月	ありがとう集会

6 様々な相談機関

※「いじめ対策ハンドブック」の85～86ページを参照

相 談 機 関	電話番号	住所・メールアドレス	相談可能な時間
市教育研究所教育相談	0120-556-275	soudan@nagasaki-city.ed.jp	
子育て支援相談(子ども総合相談)	822-8573 825-5624	[e-kaou]長崎市魚の町4-1 市役所2階	月～金 8:45～17:00
長崎子ども・女性・障害者支援センター	844-6166	長崎市橋口町10-22	24時間対応
県子ども・若者総合相談センターゆめおす	824-6325	長崎市馬町48-1 長崎県市町村会館馬町別館	月火水金土 10:00～18:00
親子ホットライン	0120-72-5311	長崎県教育センター	9:00～20:50